

令和元年第7回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和元年6月25日(火)

開催場所 市立図書館 視聴覚ホール

開会時刻 午後 14時30分

閉会時刻 午後 15時20分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	出
出席 14名			欠席 0名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中 弥一	出	南畑1	関根 和市	出
水谷2	神山 稔	出	南畑2	谷合 章	出
鶴瀬1	横山 勝之	出	南畑3	萩原 好伸	出
鶴瀬2	星野 幸夫	出			
出席 7名			欠席 0名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷 合 正 史	事務局次長	池 上 和 也
事務局主査	吉 野 武 明	事務局主任	荒 木 貢

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

8 番	島田 和雄	委員
9 番	島田 秀男	委員
10 番	新井 稔	委員

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第1-1

(事務局説明)

申請目的「資材置場」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水道管の2種類が埋設されており、かつ500m以内に勝瀬小学校及び勝瀬中学校の2以上の教育施設があることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土はなく整地の上、砂利敷きとする計画となっています。
- ・隣地境界には防護柵を設置。
- ・汚水、雑排水はなく、雨水排水については砂利敷きのため、浸透させることとなっています。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当していません。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第2号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認1を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

○議案第3-1

(事務局説明)

本件は、平成11年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和2年7月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載されたそれぞれの農地3筆7,004㎡について、6月11日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの報告)

所有者を訪問して話を伺い、現地も確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

日程第3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和元年年5月18日から令和元年6月17日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | 1件 |
| (2) 農地改良に係る届出 | 1件 |

日程第4 協議報告事項

1. 農地管理通知の発送について
2. その他

議長は、令和元年第7回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年6月25日

議 長

8 番

9 番

10 番
